

担い手経営革新促進交付金交付要綱

平成19年3月30日付け18経営第7680号
一部改正 平成20年2月6日付け19経営第6409号
農林水産事務次官依命通知

第1 趣旨

農林水産大臣は、担い手経営革新促進事業実施要綱（平成19年3月30日付け18経営第7678号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づいて行う事業に要する経費について、予算の範囲内において、事業実施主体（実施要綱第4に定める都道府県担い手育成総合支援協議会をいう。以下同じ。）に対し、交付金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第2 交付金の交付の対象及び交付率

第1に規定する経費及びこれに対する交付率は、別表に定めるところによる。

第3 交付の申請

- 1 事業実施主体は、適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び規則第2条の規定に基づき交付金の交付の申請をしようするときは、別紙様式第1号により交付申請書正副2部を作成し、当該事業実施主体が主たる事務所を置く都道府県を管轄する地方農政局長（北海道に主たる事務所を置く事業実施主体にあつては農林水産大臣、沖縄県に主たる事務所を置く事業実施主体にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。）が別に定める期日までに、地方農政局長等に提出するものとする。
- 2 事業実施主体は、1の交付申請書の提出に当たって、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額（交付金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地

方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りではない。

第4 交付の決定及び通知

- 1 地方農政局長等は、第3の1により交付申請書を受領したときは、その内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査を行い、交付金を交付すべきと認めるときは、交付金の交付を決定し、速やかに別紙様式第2号による交付決定通知書を事業実施主体に送付しなければならない。
- 2 地方農政局長等は、1による交付の決定に際して、適正な交付を行うため必要があるときは、交付金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて交付金の交付を決定することができる。この修正は、当該申請に係る事業の遂行を不当に困難とするものであってはならない。
- 3 地方農政局長等は、1の交付決定に際して、実施要綱及び交付要綱に従うことその他必要な条件を付すことができる。この条件は、公正なものでなければならず、いやくも交付金の交付の目的を達成するため必要な限度を超えて不当に事業実施主体に対し干渉するものであってはならない。
- 4 事業実施主体は、1の交付決定通知書を受領した場合において、当該通知書に係る交付金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、その通知を受けた日から起算して15日を経過した日までに申請の取下げをすることができる。この申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付金の交付決定はなかったものとみなす。

第5 事業変更の承認等

- 1 事業実施主体は、規則第3条第1号イ又は口の規定に基づき農林水産大臣の承認を受けようとするときは、別紙様式第3号により変更承認申請書正副2部を作成し、地方農政局長等に提出しなければならない。
- 2 規則第3条第1号イ又は口に規定する農林水産大臣が定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。
- 3 事業実施主体は、交付決定された事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに地方農政局長等に報告してその指示を受けなければならない。この指示を求める場合は、事業が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。

第6 概算払の請求

- 1 事業実施主体は、交付金の概算払を請求をするときは、別紙様式第4号により概算払請求書正副2部を作成し、地方農政局長等に提出するものとする。
- 2 適正化法第12条の規定に基づく報告は、交付金の交付の決定に係る年度の各四半期（第4・四半期を除く。）の末日現在において、別紙様式第5号により事業の遂行状況報告書正副2部を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに、地方農政局長等に提出することにより行わなければならない。ただし、1の概算払請求書を提出することをもって代えることができるものとする。

第7 実績報告

- 1 交付金の交付を受けた事業実施主体は、事業を完了したときは、その日から30日を経過した日又は交付金の交付の決定に係る年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、別紙様式第6号により実績報告書正副2部を作成し、地方農政局長等に提出しなければならない。
- 2 第3の2のただし書により交付の申請をした事業実施主体は、1の実績報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第3の2のただし書により交付の申請をした当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前記の規定により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）について別紙様式第7号により消費税等相当額報告書を作成し、速やかに地方農政局長等に提出するとともに、地方農政局長等の命令を受けてこれを返還しなければならない。

第8 交付金の額の確定等

- 1 地方農政局長等は、第7の1の実績報告書を受領したときは、その内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査を行い、その事業の実施結果が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付金の額を確定し、速やかに別紙様式第8号による額の確定通知書を事業実施主体に送付しなければならない。
- 2 地方農政局長等は、1により交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。
- 3 2による交付金の返還の期限は、1による交付金の額の確定の通知の日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴収するものとする。
- 4 地方農政局長等は、3の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、延滞金の全部又は一部を免除することができる。

5 4による延滞金の全部又は一部の免除は、事業実施主体からの申請により行うものとする。事業実施主体は、この申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した書面に、当該交付金の返還を遅延させないためにとった措置及び当該交付金の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、これを地方農政局長等に提出しなければならない。

第9 交付決定の取消し

- 1 地方農政局長等は、交付金の交付を受けた事業実施主体が、交付金を他の用途で使用し、その他事業に関して交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したと認めるときは、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 2 地方農政局長等は、1により交付金の交付の決定の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 地方農政局長等は、1により交付金の交付の決定の取消しをした場合には、速やかにその内容及び理由を事業実施主体に通知するものとする。
- 4 地方農政局長等は、2により交付金の返還を命ずる場合には、その命令に係る交付金の受領の日から返還の日までの期間に応じて年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を命ずるものとする。
- 5 2による交付金の返還の期限については、第8の3の規定を準用する。
- 6 地方農政局長等は、4の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金の全部又は一部を免除することができる。
- 7 6による加算金の全部又は一部の免除は、事業実施主体からの申請により行うものとする。事業実施主体は、この申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した書面に、当該交付金の返還を遅延させないためにとった措置及び当該交付金の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、これを地方農政局長等に提出しなければならない。

第10 帳簿等の保管

事業実施主体は、規則第3条第4号に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物を、事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整理保管しなければならない。

第11 監査

地方農政局長等は、事業実施主体に対し、必要があると認めるときは、交付金の使途及び第10の帳簿等について監査することができるものとする。

別表（第2、第5関係）

経 費	交付率	重要な変更	
		経費の配分の変更	事業の内容の変更
1 担い手経営革新計画の策定及び事業推進活動に要する経費	定額	1 経費の欄に掲げる1及び2の経費の相互間の流用 2 経費の欄に掲げる1及び2の経費のそれぞれについての3割を超える増減	経費の配分の変更（経費の欄に掲げる1及び2の経費のそれぞれについての3割を超える増減に限る。）に伴う事業の内容の変更
2 水田・畑作経営所得安定対策加入者等に対する助成	定額		
担い手経営革新モデルの実践に要する経費	定額		
特定対象農産物の生産支援に要する経費	定額		
先進的小麦生産等の支援に要する経費	定額		

平成 年度担い手経営革新促進交付金交付申請書

番 号
年 月 日

農政局長 殿

北海道に主たる事務所を置く事業実施主体に
あつては農林水産大臣、
沖縄県に主たる事務所を置く事業実施主体に
あつては内閣府沖縄総合事務局長

所在地

団体名

代表者

都道府県担い手育成総合支援協議会

印

平成 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、担い手経営革新促進交付金交付要綱(平成19年3月30日付け18経営第7680号農林水産事務次官依命通知)第3の1の規定に基づき、交付金 円の交付を申請する。

記

1 事業の目的及び内容

--

2 経費の配分

区 分	交付金	備考
1 担い手経営革新計画の策定及び事業推進活動に要する経費	円	
2 水田・畑作経営所得安定対策加入者等に対する助成	円	
担い手経営革新モデルの実践に要する経費	円	
特定対象農産物の生産支援に要する経費	円	
先進的小麦生産等の支援に要する経費	円	
計		

3 収支予算（又は精算）

(1) 収支の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
交付金 その他	円	円	円	円	
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
1 担い手経営革新計画の策定及び事業推進活動に要する経費	円	円	円	円	
2 水田・畑作経営所得安定対策加入者等に対する助成					
担い手経営革新モデルの実践に要する経費					
特定対象農産物の生産支援に要する経費					
先進的小麦生産等の支援に要する経費					
計					

4 事業の完了予定（又は完了）年月日

5 添付書類

申請者の規約及び収支予算（又は収支決算）

都道府県担い手育成総合支援協議会
代表者氏名 殿

農政局長 印

北海道に主たる事務所を置く事業実施主体に
あつては農林水産大臣、
沖縄県に主たる事務所を置く事業実施主体に
あつては内閣府沖縄総合事務局長

平成 年度担い手経営革新促進交付金の交付決定の通知について

平成 年 月 日付け 第 号をもって申請のあった平成 年度担い手経営革新促進交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第6条第1項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定したので、適正化法第8条の規定により通知する。

記

- 1 交付金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、平成 年 月 日付け 第 号で申請(以下「申請書」という。)のあった担い手経営革新促進事業とし、その内容は申請書の事業の内容欄記載のとおりとする。
- 2 事業に要する経費及び交付金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合における事業に要する経費及び交付金の額については、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費	金	,	,	円
交付金の額	金	,	,	円
- 3 事業に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する交付金の額の区分は、申請書の経費の配分欄記載のとおりとする。
- 4 交付金の確定額は、次の各号により算出した額の合計額とする。
 - (1) 担い手経営革新計画の策定及び事業推進活動に要する経費については、事業に要した配分経費ごとの実支出額と配分経費に対応する交付金の額(変更された場合は変更された額とする。)とのいずれか低い額。
 - (2) 水田・畑作経営所得安定対策加入者等に対する助成については、事業に要した配分経費ごとの実支出額とこれに対応する助成対象事業に要した交付金の額(変更された場合は変更された額とする。)とのいずれか低い額。

- 5 担い手育成総合支援協議会（以下「協議会」という。）は、担い手経営革新促進交付金交付要綱（平成19年3月30日付け18経営第7680号。以下、「交付要綱」という。） 担い手経営革新促進事業実施要綱（平成19年3月30日付け18経営第7678号。以下、「実施要綱」という。）及び担い手経営革新促進事業実施要領（平成19年3月30日付け18経営第7679号。以下、「実施要領」という。）に従わなければならない。
- 6 協議会は、概算払により水田・畑作経営所得安定対策加入者等に対する助成に係る交付金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた交付金の額を遅滞なく助成対象者に交付しなければならない。
- 7 交付金交付の条件は、前記5に定めるもののほか、次のとおりとする。
- (1) 農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年4月30日農林省令第18号）第3条第4号に定める帳簿及び証拠書類は、事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
 - (2) 協議会は、品目横断的経営安定対策加入者に対する助成に係る交付金の交付に際しては、助成対象者に対し、この交付金に係る法、令、要綱、要領に従うべきことを条件として、付さなければならない。

平成 年度担い手経営革新促進交付金変更承認申請書

番 号
年 月 日

農政局長 殿

北海道に主たる事務所を置く事業実施主体に
あつては農林水産大臣、
沖縄県に主たる事務所を置く事業実施主体に
あつては内閣府沖縄総合事務局長

所在地

団体名

都道府県担い手育成総合支援協議会

代表者

印

平成 年 月 日付け 第 号で交付金の交付決定の通知のあつた事業について、下記のとおり変更したいので、担い手経営革新促進交付金交付要綱(平成19年3月30日付け18経営第7680号農林水産事務次官依命通知)第5の1の規定に基づき申請する。

記

(注) 1 記の記載様式は、別紙様式第1号に準ずるものとする。

この場合において、同様式中の「事業の目的及び内容」を「変更の理由」と置き換え、交付金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。ただし、事業の内容のうち当該変更の対象外となるものについては、省略するものとする。

また、添付書類については、交付申請書に添付したのち変更があつたものについては、その変更後のものを添付すること。

2 交付金の額が増額する場合は、件名の「平成 年度担い手経営革新促進交付金変更承認申請書」を「平成 年度担い手経営革新促進交付金の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「第5の1の規定に基づき申請する。」を「第3の1の規定に基づき、交付金 円の追加交付を申請する。」とする。

平成 年度担い手経営革新促進交付金概算払請求書

番 号
年 月 日

農政局長 殿

北海道に主たる事務所を置く事業実施主体に
あつては農林水産大臣、
沖縄県に主たる事務所を置く事業実施主体に
あつては内閣府沖縄総合事務局長

官署支出官 農政局総務部長 殿

北海道に主たる事務所を置く事業実施主体にあつては
官署支出官農林水産省大臣官房経理課長、
沖縄県に主たる事務所を置く事業実施主体にあつては
官署支出官沖縄総合事務局総務部長

所在地

団体名

代表者

都道府県担い手育成総合支援協議会

印

平成 年 月 日付け 第 号で交付金の交付決定の通知のあつた事業について、担い手経営革新促進交付金交付要綱(平成19年3月30日付け18経営第7680号農林水産事務次官依命通知)第6の1の規定に基づき、下記の金額について概算払による交付を請求する。

記

区 分	交付決定額	既概算払額	今回概算払請求額
1 担い手経営革新計画の策定及び事業推進活動に要する経費	円	円	円
2 水田・畑作経営所得安定対策加入者等に対する助成	円	円	円
担い手経営革新モデルの実践に要する経費	円	円	円
特定対象農産物の生産支援に要する経費	円	円	円
先進的小麦生産等の支援に要する経費	円	円	円
計	円	円	円

(注) 第6の2のただし書きの規定に基づき、遂行状況報告書に代える場合は、「遂行状況報告(第・四半期末の出来高)」の欄を加え、出来高比率を報告すること。

平成 年度担い手経営革新促進交付金遂行状況報告書

番 号
年 月 日

農政局長 殿

北海道に主たる事務所を置く事業実施主体に
あつては農林水産大臣、
沖縄県に主たる事務所を置く事業実施主体に
あつては内閣府沖縄総合事務局長

所在地
団体名
代表者

都道府県担い手育成総合支援協議会
印

平成 年 月 日付け 第 号で交付金の交付決定の通知のあつた事業について、担い手経営革新促進交付金交付要綱(平成19年3月30日付け18経営第7680号農林水産事務次官依命通知)第6の2の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

1 事業の遂行状況

区分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		月 日までに完了した もの		月 日以降に実施する もの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
1 担い手経営革新計画の策定及び事業推進活動に要する経費	円	円	%	円		
2 水田・畑作経営所得安定対策加入者等に対する助成						
担い手経営革新モデルの実践に要する経費						
特定対象農産物の生産支援に要する経費						
先進的小麦生産等の支援に要する経費						

2 事業開始年月日 年 月 日

平成 年度担い手経営革新促進交付金実績報告書

番 号
年 月 日

農政局長 殿

北海道に主たる事務所を置く事業実施主体に
あつては農林水産大臣、
沖縄県に主たる事務所を置く事業実施主体に
あつては内閣府沖縄総合事務局長

所在地

団体名 都道府県担い手育成総合支援協議会

代表者 印

平成 年 月 日付け 第 号で交付金の交付決定の通知のあつた事業について、下記のとおり実施したので、担い手経営革新促進交付金交付要綱(平成19年3月30日付け18経営第7680号農林水産事務次官依命通知)第7の1の規定に基づき、その実績を報告する。

なお、併せて精算額として、

- | | |
|------------------------------|---|
| 1 担い手経営革新計画の策定及び事業推進活動に要する経費 | 円 |
| 2 水田・畑作経営所得安定対策加入者等に対する助成 | 円 |
| (2の内訳) | |
| 担い手経営革新モデルの実践に要する経費 | 円 |
| 特定対象農産物の生産支援に要する経費 | 円 |
| 先進的小麦生産等の支援に要する経費 | 円 |

の交付を請求する。

記

- (注) 1 記の記載様式は、別紙様式第1号に準ずるものとする。
なお、軽微な変更があつた場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。
- 2 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿の写しを添付すること。
- また、このほか、交付申請書又は変更承認申請書に添付したのち変更があつたものについては、その変更後のものを添付すること。

平成 年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

農政局長 殿

北海道に主たる事務所を置く事業実施主体に
あつては農林水産大臣、
沖縄県に主たる事務所を置く事業実施主体に
あつては内閣府沖縄総合事務局長

所在地

団体名 都道府県担い手育成総合支援協議会

代表者 印

平成 年 月 日付け 第 号で交付金の交付決定の通知のあつた事業について、担い手経営革新促進交付金交付要綱(平成19年3月30日付け18経営第7680号農林水産事務次官依命通知)第7の3の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 交付金の額の確定額 (平成 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)	金	円
2 交付金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る 消費税等相当額	金	円
4 交付金返還相当額(3 - 2)	金	円

(注) その他参考となる資料を添付すること。

番 号
年 月 日

都道府県担い手育成総合支援協議会

代表者氏名 殿

農政局長 印

北海道に主たる事務所を置く事業実施主体に
あつては農林水産大臣、
沖縄県に主たる事務所を置く事業実施主体に
あつては内閣府沖縄総合事務局長

平成 年度担い手経営革新促進交付金の額の確定通知について

平成 年 月 日付け 第 号をもって提出された平成 年度担い手経営革新促進交付金実績報告書に基づき、平成 年 月 日付け 第 号による交付決定通知に係る担い手経営革新計画の策定及び事業推進活動に要する経費の額 円、水田・畑作経営所得安定対策加入者等に対する助成の額 円(内訳は、担い手経営革新モデルの実践に要する経費の額 円、特定対象農産物の生産支援に要する経費の額 円、先進的小麦生産等の支援に要する経費 円)については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条の規定に基づき、担い手経営革新計画の策定及び事業推進活動に要する経費の額 円、水田・畑作経営所得安定対策加入者等に対する助成の額 円(内訳は、担い手経営革新モデルの実践に要する経費の額 円、特定対象農産物の生産支援に要する経費の額 円、先進的小麦生産等の支援に要する経費 円)に確定したので、通知する。